

子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業実施要領

平成21年4月1日付け20農振第2242号
農林水産省農村振興局長通知

子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業は、子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業実施要綱（平成21年3月31日付け20農振第2241号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めによるものとする。

第1 事業実施の手続等

1 事業実施計画の内容及び提出手続等

(1) 事業実施主体は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める公募要領により、事業実施主体の候補者として選定を受けてから1月以内に以下に定める様式により、要綱第3の1の事業実施計画を作成し、地方農政局長等（要綱第3の1の地方農政局長等をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

① 要綱第2の1の(1)、2の(1)及び3の(1)の事業については、別紙様式第1号及び第2-1号を提出するものとする。

② 要綱第2の1の(2)の事業については、別紙様式第1号及び第2-2号を提出するものとする。

③ 要綱第2の2の(2)及び(3)、3の(2)及び(3)並びに4の(1)及び(2)の事業については、別紙様式第1号及び第2-3号を提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、要綱第3の1に基づく事業実施計画の提出に当たり、(1)の公募要領に基づき提出した事業計画案に添付した資料の内容に変更がない場合には、当該資料の提出を省略することができる。

(3) 事業実施主体は、(1)の提出を行う場合は、予め関係する団体等と調整を図るものとする。

(4) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(3)の調整の結果について、必要に応じて報告を求めることができるものとする。

(5) 事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、承認を行うに当たり、関係する地方農政局長等に対して事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

(6) 要綱第3の2の報告は、別紙様式第3号により行うものとする。

2 事業実施計画の承認基準

要綱別表に定められた要件欄において、③の農村振興局長が別に定める承認基準は、以下のすべての要件を満たすこととする。

(1) 事業実施計画の内容が、目標を達成する手段として妥当であること。

(2) 事業の目標として設定する指標については、別紙1を参考に適正に設定する

こと。

- (3) 事業費の規模が妥当であること。
- (4) 事業実施に必要な知見及びノウハウを有する人材の確保等の推進体制が確保されていること。
- (5) 要綱別表の1の(1)、2の(1)及び3の(1)の事業実施主体は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を行うとともに、一定程度の実績があり、全国的な取組を行うものであること。
- (6) 要綱別表の1の(2)の事業の受入モデル地域とは、地域として過去に子どもの長期宿泊体験活動の受入れの実績がある又は子ども達の長期宿泊体験活動の受入に高い意欲を持っており、別紙2の受入モデル地域の要件を満たす地域であること。
- (7) 要綱別表の1の(2)及び2から4の事業については、事業完了後、自立的に継続すると見込まれる取組であること。

3 事業実施計画の承認

- (1) 地方農政局長等は、要綱別表の要件を満たす場合に限り、予算の範囲内で要綱第3の1に基づき、事業実施計画の承認を行うものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)の承認を行うに当たっては、事業実施計画に掲げられた目標水準等を基に、事業実施計画の順位付けを行い、より高い効果の発現が見込まれる事業実施計画を優先して承認するものとする。

4 事業実施計画の変更

- (1) 要綱第3の3の「重要な変更」とは次に掲げるものとする。
 - ① 事業費の3割を超える増減
 - ② 事業実施主体又は事業実施期間の変更
 - ③ 事業の中止又は廃止
- (2) 要綱第2の1の(2)の事業における受入モデル地域のA又はIの型の変更については、要綱第7の2の連携体制の下、要綱第3の4の年度別事業実施計画の提出により行うことができるものとする。

5 年度別事業実施計画の提出

- (1) 要綱第3の4の(1)の年度別事業実施計画の提出は、別紙様式第4号及び第5号により行うものとする。
- (2) (1)の年度別事業実施計画の作成に当たっては、事業実施計画の承認後における社会経済情勢の変化等を踏まえ、当該事業実施計画について精査し、事業内容、事業費等を変更する場合には、変更後の内容を記載するものとする。
- (3) 要綱第3の4の(2)の報告は、別紙様式第6号により農村振興局長に報告するものとする。

第2 助 成

国は、毎年度の予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費を事業実施主体に直接助成する。

1 助成額の算出根拠

国は、事業実施主体への毎年度の配分額を、予算の範囲内において、年度別事業実施計画に基づき算出するものとする。

2 助成対象経費

事業に係る国の助成対象経費は、次のとおりとする。

区 分	経 費
1 賃金	日々雇用者賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費、特別旅費(委員等旅費、研修旅費、日額旅費)
4 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費、食糧費等
5 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び 賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、パソコン等事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当(給料、職員手当(退職手当を除く。))、研修手当
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料
11 調査試験費	調査試験用資材費、調査試験記帳手当

3 補助対象事業費の取扱い

事業実施主体は、本事業の経理と他の経理とを明確に区分して取り扱うものとし、本事業の運用の適正化を確保するものとする。

第3 完了報告

要綱第5の報告は、別紙様式第7号により、すべての事業が完了した年度の翌年度の5月末日までに行うものとする。

第4 事業の評価

1 要綱第6の1の事業の評価は、次により行うものとする。

- (1) 事業実施計画に定められた目標の達成状況
- (2) 目標達成のための取組状況
- (3) 事業実績
- (4) その他必要な事項

2 要綱第6の1の報告は、別紙様式第8号及び第9号により各事業年度の翌年度の5月末日までに行うものとする。

3 要綱第6の2の報告は、別紙様式第10号により行うものとする。

4 要綱第6の4の改善計画の提出を受けた地方農政局長等は、事業実施主体に対して、改善計画に基づき目標達成が図られるよう必要な指導、助言を行うものとする。

- 5 要綱第6の5の重点的な指導・助言は、目標に対する達成率が70%未満である事業実施主体に対して行うものとする。
- 6 地方農政局長等は、計画期間内に目標の達成が見込まれない事業実施主体に対し、当該計画に係る残額の交付を見合わせるができるものとする（ただし、経済的社会的事情の著しい変化等事業実施主体の責に帰すことができない場合を除く。）。
- 7 要綱第6の2及び5の評価結果等の公表は、本事業の成果が広く国民に周知されるよう、多様かつ効果的な広報活動により実施するものとする。

目標及び指標について（例示）

目 標	指 標	単 位
1 受入モデル地域体制整備事業等 (1) 受入体制整備状況調査事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングを実施した受入地域数 ・受入体制の整った受入地域数 	地 区 地 区
2 情報共有化推進・連携活動等 強化促進事業 (1) 情報共有化推進事業 (2) 連携活動等強化促進事業 (3) 安全管理対策等強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有化を展開した受入地域数、小学校数 ・連携活動等に参加した受入地域数、小学校数 ・安全管理対策の評価・点検を行った受入地域数 	地区、校 地区、校 地 区
3 地域リーダー育成促進事業等 (1) 人材育成等体制促進事業 (2) 地域リーダー等育成事業 (3) 体験プログラム等普及促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家の派遣受入地域数、延べ派遣者数 ・受入地域リーダー、地域コーディネーター、体験インストラクター等人材育成研修数、延べ受講者数 ・体験プログラムや受入計画の評価・点検を行った受入地域数 	地区、人 回 人 地区
4 農業体験活動周年化モデル等構築事業等 (1) 農業体験活動周年化モデル構築事業 (2) 新グリーン・ツーリズム等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農業体験活動の周年化モデル実施小学校数 ・中学、高校、大学等の長期宿泊体験活動の受入地域数、学校数、受入人数 ・長期自然体験村の整備地区数 ・交流人口、交流人口の増加率 	校 地区、校 、人 ヶ所 人、%

受入モデル地域の要件について

(1) 必須要件	<p>子どもを対象とした農山漁村での長期宿泊体験活動を受け入れるため、宿泊生活体験の受入を行う農林漁家を中心に、地域の農林漁家や市町村、農林漁業関係団体、NPO法人等などで構成された受入地域協議会が設立されており、その窓口機能として地域コーディネーターや事務局が設置され、当該協議会が自主的、主体的に運営され又は運営されようとしていること。</p>
(2) 選定基準	<p>① 子ども達の宿泊体験の受入を行う農林漁家を始め、地域の農林漁家や市町村、農林漁業関係団体、NPO法人等によって受入地域協議会が設立され、又は設立が見込まれるなど、多くの機関・人たちの参加によって地域一体となって子どもの受入が可能であること。</p> <p>② 地域として1週間程度（原則4泊5日以上）の小学校一つの学年規模での長期宿泊体験活動の受入が可能であり、事業期間中に具体の受入活動（当該受入期間を超える農村活動等の体験プログラムの整備）の実施が見込まれる（地域間連携による対応等小学校と調整可）こと。</p> <p>③ 農林漁家や農林漁家民宿に1泊以上宿泊し、農林漁家の生活を体験することが小学校一つの学年規模で実施可能（地域内のローテーションによる対応等について小学校と調整可）であること。</p> <p>④ 小学校との連絡調整の窓口機関（地域コーディネーター、事務局等）を有し、年間（概ね6ヶ月以上）を通じて、必要数のインストラクター等が確保され、複数の小学校の長期宿泊体験活動の受入が可能であること。</p> <p>⑤ 安全管理に関するマニュアルを作成し、研修を行うとともに、緊急連絡体制の整備や各種賠償責任保険への加入など長期宿泊体験活動を実施する上で十分な安全対策が講じられていること。</p> <p>⑥ ①～⑤の状況に鑑み、都道府県における受入体制整備の核となると見込まれる地域として、各都道府県から推薦がある地域であること。</p>
(3) 優先基準	<p>都道府県内において、(2) 選定基準のすべての要件に該当する地域が複数地域ある場合における優先順位を定める基準。</p> <p>① 平成20年度における(2)の②及び③に該当する形式での小学校の受入実績及び平成21年度における当該受入見込み</p> <p>② 小学生又は中学生を対象とした一つの学年規模（概ね100人定度）での農林漁家や農林漁家民宿における宿泊受入を行った実績（過去3ヶ年以内）の規模・内容</p> <p>③ 上記②に準ずる宿泊受入を行った実績の規模・内容</p> <p>④ 平成21年度受入計画の規模・内容</p> <p>⑤ 都道府県の意向</p>